

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

厚生労働省に勤務している事務官 A（一般職国家公務員）は、20XX年 11 月実施の衆議院議員総選挙に際し、P 党を支持する目的で、P 党機関紙の最近号を個人で大量に買い取り、同年 10 月から 11 月の勤務のない休日に、3 回にわたり、私服で、勤務先から 20 キロメートル以上離れている自宅付近の一戸建て住宅・店舗・集合住宅の郵便受け合計 108 か所に配布した。この最近号の特集記事が、A 本人の仕事にかかわり、個人としても強く関心を持っている生活保護行政について、A 個人の意見を正確に表現してくれていると感じたためである。

その際、合計 108 か所の配布先には、警視庁職員住宅の 30 世帯の集合郵便受けも含まれていた。この職員住宅は、塀で囲まれた敷地の中にあり、1 号棟から 4 号棟に各 10 戸、合計 40 世帯が居住している。南側に正門、北側には裏門があるが、正門からは裏門を見通すことができないため、この住宅の住人を除いた部外者が、この住宅の敷地を通り抜けのために使用することができるとは考えつかない構造になっている。正門と裏門の門扉にロック用の金具が取り付けられているが、錠前は取り付けられておらず、だれでも立ち入ることは可能である。ただし、正門と裏門のわきの壁には管理人名義の看板が設置されており、そこには「ビラ・チラシの投函、訪問による勧誘その他許可のない方の立ち入りを禁止します 管理者」と記載されている。各号棟の出入口の建物内部にはそれぞれ集合郵便受けが設置され、各号棟は出入口を入って階段を上ると、各戸の玄関につながる構造になっている。A は、1 号棟から集合郵便受けへの配布をはじめ、2 号棟と 3 号棟への配布を終えて、4 号棟の出入口を入ったところ、ちょうど通りかかった女性 B に呼び止められ、「ここで何をしていますのですか。正門に立入禁止と書いてあるのにどうして入ったんですか」と問い詰められた。A は、自分自身の意見表明として P 党機関紙の最近号を配布していること、正門の立入禁止の看板はみたが、1 号棟の集合郵便受けをみたところ、ピザの宅配、住宅販売などの広告チラシが投函されていたので、A が P 党機関紙の最近号を郵便受けに投函しても構わないだろうと判断して、1 号棟から 3 号棟の集合郵便受けへの投函を終えて、ちょうど 4 号棟へやってきたことなどを B に説明したが、B は、ビラの投函、許可のない立ち入りはこの住宅では禁止されているとして、A に立ち去るよう要求した。A と B がもめていることに気づいた 4 号棟に住む男性 C、D が現場にかけつけ、D が携帯電話で警察に通報したことがきっかけとなり、A は逮捕された後、特定の政党を支持する目的で政党の機関紙を配布した行為について、国家公務員法 102 条 1 項、人事院規則 14-7（政治的行為）6 項 7 号に違反するとして、同法 110 条 1 項 19 号に基づいて起訴された。

なお、A は厚生労働省において、管理職ではないものの、それに準じる課長補佐の地位にあり、厚生労働省における生活保護行政について統計調査を行っていた。A の業務は、厚生労働省の政策の企画立案それ自体ではないが、そのための基礎資料を収集することだった。

A は処罰されるべきか、憲法論の観点から検討しなさい。

〔関連条文〕

人事院規則 14-7 (政治的行為)

人事院は、国家公務員法に基き、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。

(適用の範囲)

- 1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員(法第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。
- 4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第 6 項第 16 号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

(政治的目的の定義)

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第 6 項に定める政治的行為に含まれない限り、法第 102 条第 1 項の規定に違反するものではない。
 - 一 規則 14-5 に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
 - 二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
 - 三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
 - 四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
 - 五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
 - 六 国の機関又は公の機関において決定した政策(法令、規則又は条例に包含されたものを含む。)の実施を妨害すること。
 - 七 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
 - 八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

- 6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
- 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
 - 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
 - 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらかの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
 - 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
 - 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
 - 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
 - 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- 八～十七 (略)
- 7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限するものではない。
- 8 各省各庁の長及び特定独立行政法人の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならない。